

下田市住宅リフォーム振興事業助成金の申請募集について

市では市内経済対策の一環として住宅リフォーム振興事業助成金の申請を募集します。

《制度内容》

住宅又は併用住宅で住居の用に供する部分の修繕、リフォームを対象とします。

助成金の額は、改修工事に要する費用（消費税等を除く）が150万円以上の場合は30万円、20万円以上150万円未満の場合は20%の額を助成します。

また、子育て支援分として、高校生以下の子供がいる世帯については、通常の助成金に、改修工事に要する費用の10%又は15万円のいずれか低い額を上乗せして助成します。

《申請条件》

申請をするには、以下の条件があります。

- 申請者は、その住宅の所有者で、現在居住し、住民登録をされている方
- 市税を完納されている方（同一世帯に属する方も含みます）
- すでに工事着工している建物は対象になりません。
- 今までに助成金制度を利用した方は、別の箇所であっても対象外です。
- 申請時に必要な書類については、産業振興課へ事前に問合せ・ご確認ください。

《受付開始日時》

令和6年5月23日(木) 午前8:30

※予算の範囲内で行う事業のため、申請状況に応じて受付を終了する場合がありますので
ご了承ください。

《工事完了期日》

令和7年2月28日(金)

※改修工事完了後、14日以内に完了報告を市に提出してください。

《申請場所》

下田市役所 河内庁舎 1階多目的室

《その他》

新婚の方は下田市結婚新生活支援補助金（年齢・所得制限あり）を利用できる場合があるため、申請時に一言おかけください。

【申請・問合せ先】

産業振興課 地域経済促進係 ☎3914

《申請に必要な書類 いずれも1通》

- ① 下田市住宅リフォーム振興助成金交付申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式1の2）
- ③ 住民票の写し（世帯全員のもの、個人番号記載なし、戸籍表示不要）
- ④ 住宅の所有者がわかる書類（いずれか一つ）
 - 「登記事項証明書」（法務局で取得）
 - 「固定資産税評価証明書」（市役所税務課で取得）
 - 「売買契約書」
- ⑤ 改築工事同意書（様式2）・・・住宅が共有名義の場合は必要
- ⑥ 工事の見積書
- ⑦ 工事概要書（市の指定書類）
 - ※工事の内容によっては建築確認申請変更手続きが必要な場合があります。
 - 施工予定業者にご確認ください。
- ⑧ 工事個所の図面
- ⑨ 工事個所の施工前の写真（A4の紙に貼付けしてください）
- ⑩ 申請者の市税完納証明書
- ⑪ 施工業者の市税完納証明書・・・施工業者に取得してもらってください。
- ⑫ 建築確認済証の写し（施工業者から提供があった場合に添付ください）

※業者の方が申請者の代理で申請書を持参する場合は「委任状」が必要となります。